（様式１）　　最終更新日：令和４年１０月３１日

公益財団法人長崎県スポーツ協会　スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://nagasakiken-sports.com/

原則	自己説明項目	自己説明
［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中期計画として、5年ごとに「スポーツ推進方策」を策定・公表している。 推進方策策定のにあたっては、策定委員会を設置し、委員から幅広く意見を募っている。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）~~NF~~団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に則り、定款をはじめ諸規定を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ各種規定を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規定等を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員等及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」及び事務局職員の職務・給与等について「事務局規程」を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第4章（12条～16条）において本協会の資産・会計について定めている。

原則	自己説明項目	自己説明
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	加盟団体規程第5条において、加盟団体の年次負担金の納入に関する規則を定めている。 賛助会員規程を整備し、入会金による資金調達に努めている。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	公益財団法人長崎県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程を整備している。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会や評議員会等においてJSPOやNFが発出する刊行物やPR動画等の情報共有を図り、関係スポーツ団体が実施する研修会等の周知連絡を行うことで、コンプライアンス強化を図っている。今後も、より体系的な研修計画の整備を進めていく。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	競技団体理事長会や国体監督会議等においてJSPOやNFが発出する刊行物やPR動画等の情報共有を図り、関係スポーツ団体が実施する研修会等の周知連絡を行うことで、コンプライアンス強化を図っている。今後も、より体系的な研修計画の整備を進めていく。
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	本協会監事が代表を務める会計事務所の指導・助言を受け、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	県や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、助成元による監査を受けている。 また、上項（２）の体制により、手続や科目などの適切な経理処理を行い、その処理方法による監査を受けている。公益財団法人長崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン、Ⅱ．不適切な経理処理に起因する事項において、補助金・助成金の処理に関する不正を禁じている。

原則	自己説明項目	自己説明
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。また、事業及び決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで公表している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	本協会では、代表選手を選考することがないため、この項目は該当しない。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のGC遵守状況をHPで公表している。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	公益財団法人長崎県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインを定め、公正でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図るために必要な倫理に関する諸事項を示している。 加盟団体に対しては、暴力行為や人権侵害等の倫理・コンプライアンスや組織運営に関する情報提供を行うことや、加盟団体の中長期計画の策定が円滑に行えるよう指導・助言を行い、ガバナンス強化に貢献する旨を指導し、中長期計画のなかで組織体制整備を促進する方針を定めた。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体に対しては、年３回の加盟団体理事長会、生涯スポーツ委員会等において、スポーツ関係の各種情報提供を行っている。組織に対するガバナンスの確保とコンプライアンスの強化について、競技団体理事長会や国体強化スタッフ研修会等でJSPOやNFが発出する刊行物やPR動画等を活用した情報共有や体系的な研修計画を作成・実施する。